

## マラリア防疫を目的とした濠の埋め立てによる歴史的景観の改変 —彦根城の遺構「濠」をめぐる行政と地域住民の論争に着目して—

米島 万有子\*

### I. はじめに

日本における都市には近世の城下町に起源を有する都市が多く、その歴史的景観を象徴する建造物として城郭があげられる。これらの天守や櫓など多くの城郭建造物は、江戸時代の一国一城令や明治維新後の廃城令、第二次世界大戦中の空襲により破壊されてきた。一方で、破壊を免れた城郭建造物、とりわけ城郭の象徴でもある天守が現存する城郭は、国宝ないしは重要文化財として文化財指定がなされ<sup>1)</sup>、都市の歴史的景観を象徴する建造物として保存されている。

これら城下町の景観を特徴づける城郭の景観構成要素

としては、天守のみならず濠もあげられる。この濠に関しては、その多くが第二次世界大戦や廃城令などによる破壊は免れたが、明治維新以後の都市開発によって多くの濠が埋め立てられている。そのなかでも彦根藩の藩主の居城であった彦根城の濠は、その他全国各地の濠とは異なり、マラリア防疫による埋め立てが行われたことで知られている。

日本においては古くから土着マラリアが存在していたが、第二次世界大戦終戦頃には滋賀県をはじめとするマラリア5県と呼ばれる地域で、特に罹患者が多く報告されていた(第1図)。とりわけ、彦根市は日本国内における土着マラリア最後の浸淫地であり<sup>2)</sup>、彦根城の外濠



第1図 終戦後における土着マラリアの流行地  
(『彦根市に於けるマラリアの防遏』より作成)

\* 立命館大学大学院文学研究科

がマラリア媒介蚊の主要な発生源とみなされていたことから、当時、彦根市では、外濠の埋め立てをはじめとする衛生土木事業や濠周辺での薬剤撒布などのマラリア防疫が行われていた。

このマラリア防疫を第一線で指導した彦根市長の息子であり、彦根市衛生課長でもあった小林弘は、マラリアの患者発生状況から対策に至るまでをまとめた著書『彦根市に於けるマラリア防遏』<sup>3)</sup>、『彦根市のマラリア封策』<sup>4)</sup>において、彦根城の外濠の埋め立てはマラリア防疫のための効果的な手段であるという立場をとっている。また、田中ほか<sup>5)</sup>では彦根市で実施されたマラリア防疫の概要や特徴が整理され、彦根城の外濠の埋め立ては「対蚊対策」の象徴的かつマラリアを根絶する有効的な対策であったと指摘されている。ところが、彦根市の衛生土木事業は、有効な対策手段として計画した当初から必ずしも住民に受け入れられたわけではなく、彦根市と住民との間に、濠の埋め立てを通じたマラリアの防疫と歴史的景観の保全をめぐる論争が生じた。この経緯については、田中ほか<sup>6)</sup>など既往の文献では詳しく論じられていないため、彦根市の衛生土木事業にまつわる行政と住民の取り組みについて整理し、衛生土木事業の意義づけについて考察する余地が残されていると考えられる。

そこで、本研究ではまず彦根市の衛生土木事業に着目し、『彦根市に於けるマラリア防遏』をもとに、彦根城の濠の埋め立てにまつわる行政と住民の取り組みを明らかにする。また、濠が埋め立てられる以前に行われた濠の各地点におけるマラリア媒介蚊の幼虫採集調査のデータ<sup>7)・8)</sup>を用いながら、濠の埋め立て箇所とマラリア媒介蚊の幼虫採集数との対応関係を検証する。これらの検討をもとに、歴史的景観の改変に至った彦根市の衛生土木事業の意義づけについて考察する。

## II. 彦根市におけるマラリア患者と媒介蚊の発生状況

### 1. マラリア患者数の発生とその推移

マラリアは、1946（昭和21）年5月より届出伝染病に指定されたことにより、患者の届出の義務付けられ、正確な患者数が得られるようになった。それ以前の患者数は、信頼性が低いと思われるが、滋賀県統計書では1881（明治14）年頃からマラリア患者数が掲載されて

いる。1883（明治16）年から報告された郡別のマラリア患者数によれば、彦根市（当時は彦根町）が属していた犬上郡のマラリア患者数は336人で、滋賀県13郡のうち東浅井郡の522人に次いで2番目に患者数が多かった。大正時代には、郡別の詳細な患者数が示されていないが、滋賀県下において、1915（大正4）年の436人の患者発生が経年的に増加し、1925（大正14）年には1,137人の発生がみられた。昭和時代に入ると、マラリア患者数は急増し、1926（昭和1）年には、犬上郡で4,214人の患者が報告されている。市制を施行し、彦根市が設立した1937（昭和12）年から患者の届出が義務付けされる1946（昭和21）年までの8年間で（患者数が報告されなかった1941（昭和16）年を除いた）、2,939人の患者が発生し、8年間における年平均の患者数は約367人であった。信頼性の高い統計が得られるようになった1946（昭和21）年以降、彦根市における患者数は、1948（昭和23）年には最多の873人の発生をみたが、翌年には464人、さらに翌々年には111人と次第に減少し、1951（昭和26）年には43人となった。

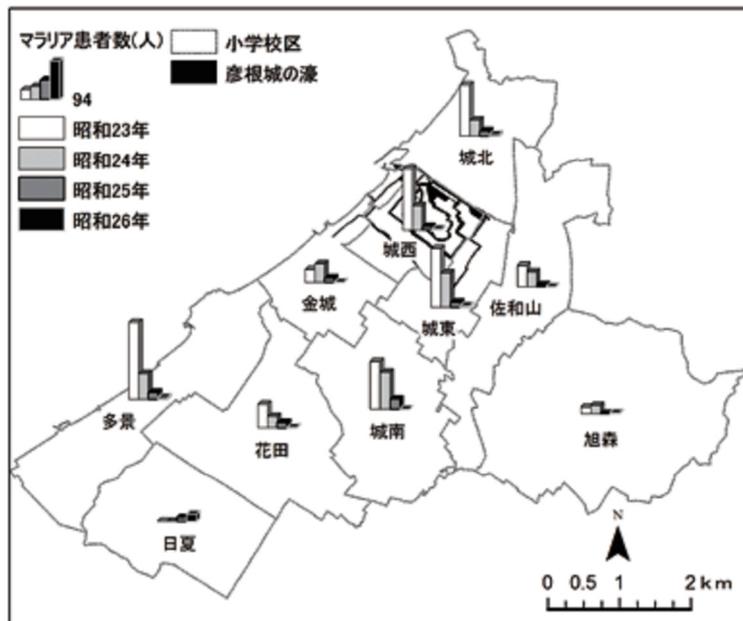
第2図は、1948～51（昭和23～26）年の彦根市における小学校区別マラリア患者数の推移を示した。彦根城の濠周辺に位置する城北学区、城東学区、城西学区においてマラリアの患者数が多いことがわかる。また、彦根城には隣接していない城南学区や多景学区においても多数の患者が報告されており、特に多景学区は市内の中で最も患者数が多かった。

一方、第3図において、第2図と同時期の平均マラリア罹患率（1,000人当たり）を学区間で比較すると、多景学区、城南学区、花田学区の順に罹患率が高く、山手に位置する旭森学区および佐和山学区では低かった。濠がある城東学区、城西学区、城北学区の罹患率は、多景学区など濠に隣接していない学区よりも低かった。また小学校児童のマラリア既往率では、市内の平均16.9%に対し、最も患者数および罹患率の高い多景学区では、81.5%の児童がマラリアに罹っていた。このほか児童の原虫率および脾腫率<sup>9)</sup>の調査成績があり、平均マラリア罹患率と児童の既往率を合わせた4指標を用いて、マラリア流行状態を学区別に序列をつけた結果が報告されている<sup>10)</sup>。その結果では、多景学区、城北学区、花田学区、城南学区、金城学区、城西学区、佐和山学区、城東学区、旭森学区の順にマラリア流行が深刻であったことが示されている。



第2図 彦根市の小学校区別マラリアの患者数の推移  
 (『彦根市のマラリア封策』より作成)

\*日夏学区は、1950(昭和25)年に日夏町から彦根市へ合併されたため、それ以前の患者数は不明である。



第3図 彦根市の小学校区別平均マラリア罹患率の推移  
 (『彦根市のマラリア封策』より作成)

\*日夏町は、1950(昭和25)年に彦根市へ合併された。それ以前の患者数は不明であるため、患者罹患率を算出できなかった。

以上を整理すると、彦根市の旧市街地であった城西学区と城東学区よりその外縁部にあたる多景学区、城南学区、城北学区においてマラリアが深刻に流行していたと考えられる。

## 2. マラリア媒介蚊の幼虫の発生状況

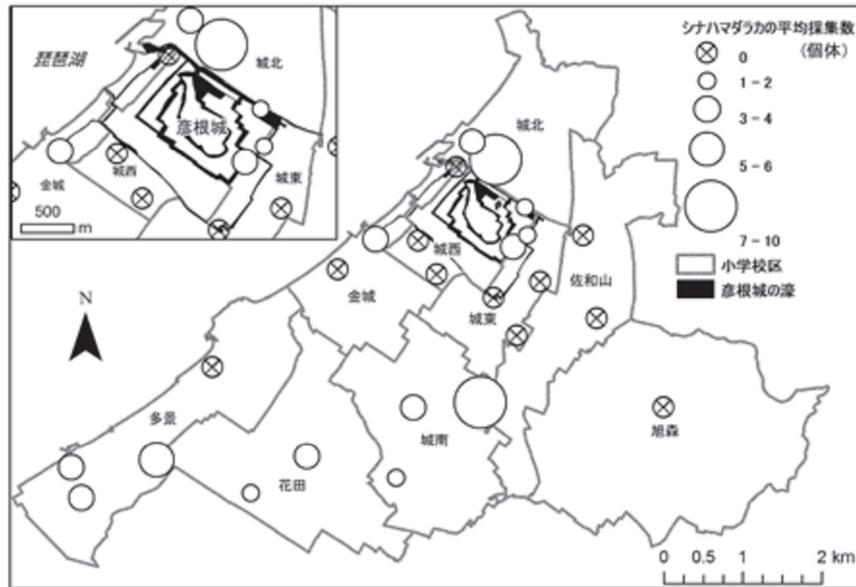
彦根市が1949(昭和24)年に設立したマラリア研究所は、1949～50(昭和24～25)年にかけて彦根市内

の水域を対象に、マラリア媒介蚊であるシナハマダラカの幼虫の採集調査を定期的に行った。1949(昭和24)年5～8月に行った市内全体の幼虫調査結果をみると(第4図)、最も幼虫が多かった城南学区の東部において、柄杓1すくいあたり平均10個体のシナハマダラカの幼虫が採集されている。また、城北学区の旧松原内湖においては平均8個体採集されている。一方、彦根城の3重

の濠において最も多く幼虫が採集されたのは、中濠の南東部の平均4個体であった。ほかの地点では、採集されても平均1~2個体程度あるいは全く採集されなかった。濠よりも内湖や河川など、ほかの水域が幼虫の発生源になっていたと考えられる。

第5図には、彦根城の内濠11カ所、中濠17カ所、外濠7カ所の計35カ所において、1949(昭和24)年7月に行われた幼虫採集調査の結果を示した。内濠・中濠の

4カ所では、幼虫は採集されなかったものの、そのほかの地点では少ないながらも幼虫が採集されたことがわかる。なかでも、八景亭の南に位置する内濠の地点では柄杓1すくいあたり平均14個体、琵琶湖沿岸の外濠の2地点では、平均14.5個体と平均17個体もの幼虫が採集された。この結果から、琵琶湖沿岸の外濠および内濠の一部がシナハマダラカの発生に適した環境であったと推測できる。



第4図 昭和24年における彦根市のシナハマダラカの幼虫採集調査の結果  
(『彦根市に於けるマラリアの防遏』より作成)

\* 幼虫調査は、昭和24年5~8月の間、週1回の間隔で、各定点につき20回柄杓ですくう方法で実施された。なお、幼虫の数は1回すくいあたりの平均採集数を示す。



第5図 昭和24年7月における彦根城濠のシナハマダラカの幼虫採集調査の結果  
(『彦根市に於けるマラリアの防遏』より作成)

\* 幼虫調査は、各定点において20回柄杓ですくう方法で実施された。なお、幼虫の数は1回すくいあたりの平均採集数を示す。

### Ⅲ. 彦根城の濠の埋め立てにまつわる行政と住民の取り組み

#### 1. 彦根市のマラリア防疫と衛生土木事業計画

彦根市では、第二次世界大戦後も、依然としてマラリアは深刻な問題であったため、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の配下にあった近畿地方軍政本部の勧告によって、1949（昭和24）年彦根市は本格的なマラリア防疫へと踏み出した<sup>11)</sup>。彦根市のマラリア防疫は、以下の大きく3つに分類できる。

##### ①患者の診療および原虫の処置

この防疫方法は、マラリアの罹患経験もしくはマラリアに罹った疑いがある住民を対象に採血を行い、マラリア原虫の保有者の有無に応じて、キニーネ等の投薬や治療をするものであった。

##### ②蚊対策の衛生事業

彦根市衛生課は、蚊の生息しうる場所にD.D.T.等の薬剤撒布を行うとともに、蚊の発生源とみなされる濠などの水域を埋め立てる衛生土木事業を計画した。

##### ③市民に対する衛生教育

彦根市は、小中学校においてマラリア教育を行うと同時に、全市民向けに市が製作したマラリアに関する映画の上映会や広報を通して、マラリアに対する正しい知識の定着化をはかった。

これら3つの事業の積極的な推進の後、1959（昭和34）年を最後にマラリア患者の発生報告はなくなった<sup>12)</sup>。国内最後のマラリアの浸淫地であった彦根市からの患者報告がなくなったことにより、これをもって、土着マラリアは国内から根絶されたと理解されている。

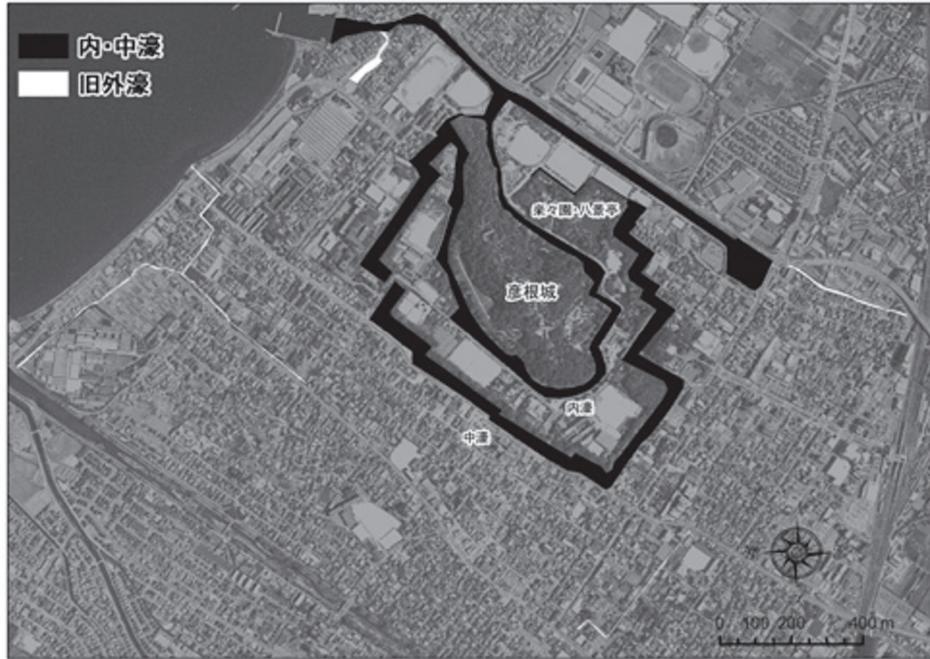
ここでは、2つ目にあげられた蚊対策のうち衛生土木事業について着目したい。第6図は1947（昭和22）年に米軍によって撮影された空中写真上に、彦根城の濠を重ねたものである。かつて、彦根城を中心に三重の濠が張り巡らされていたが、現在ではその多くが姿を消していることがわかる（第7図）。

彦根市は、対成虫処置として、家屋などの建物にD.D.T.の撒布を、対幼虫処置として濠や湿地、下水溝などの水域に除虫菊乳剤を、定期的に撒布した<sup>13)・14)</sup>。しかし、彦根市は「薬剤の撒布は、それが対成虫、対幼虫のいずれであっても、又その規模がいかに大であつても所詮は一時的な効果を期待するに止まるのである。この為に応急処置によつて速効の効果をあげながら他に於て永続性のある処置をとらねば、対蚊族の処置はおそらく百年河清をまつたぐいであろう。又これがマラリア防遏事業の最後の成否を決することになるからである。そこで衛生工学的配置が当然必要になつてき、それを基礎とした衛生土木が実施されなければならぬ事になる。」<sup>15)</sup>という観点から、第一次衛生土木事業（昭和24～28年）、第二次衛生土木事業（昭和29～33年）を計画した。衛



第6図 昭和22年における彦根城の濠

（建設省地理調査所「彦根東部」米軍撮影、高橋賢一「史跡江戸城外濠をコアとする歴史・エコ回廊を創る」、外濠地域の再生デザインと整備戦略2009年度「千代田学」研究助成に係る報告書、2010、1～28頁をもとに作成）



第7図 平成13年における彦根城の濠

(国土地理院「彦根」撮影、高橋賢一「史跡江戸城外濠をコアとする歴史・エコ回廊を創る」、外濠地域の再生デザインと整備戦略2009年度「千代田学」研究助成に係る報告書、2010、1～28頁をもとに作成)

生土木事業の第一の対象になったのは、彦根城の三重の濠のうち外濠であった。

その理由として、「彦根城の三重の堀のうち、内、中の二堀は昔の形態を完全に近いまでに止めて堀の水面も比較的美しい。しかし、外堀であつて市街地内をつらぬくものは、堀の土手がすでに久しい以前に崩壊し石垣はなく堀は全くの湿地となり兩岸に近く泥土の中に水棲植物や雑草が繁茂し、水流はその中をぬつて蛇行して水の停滞甚だしく、あたかも南方ジャングル地帯の湿泥地を思わず(原文ママ)景況であった。しかも尚この堀の水は上流に於て地下水の湧水によるものであって、水温夏季平均18℃で比較的美しい水である為に、マラリア媒介体アノフェレスの発生には好適であり、加えて周辺は人家密集する市街地であるだけにマラリア防遏上とうてい等閑に付すべきものではなかった。」<sup>16)</sup>としている。

## 2. 住民の取り組みと行政の対応

ここでは、『彦根市に於けるマラリア防遏』を用いて、衛生土木事業まつわる住民の取り組みと行政の対応について整理する。

先に述べたように彦根市は、1949(昭和24)年より10年に渡って衛生土木事業に取り組んだ。主に外濠、彦根城裏大湿地帯、野田沼、排水溝の埋め立てや中濠の

整理工事を行ったが、そのなかでも彦根城裏大湿地帯および中濠の埋立整地工事に際して、住民の反対運動が起こった。そこで、問題が生じた彦根城裏大湿地帯および中濠の埋立整地工事について着目する。

彦根市は、彦根城の北部にあたる「彦根城裏大湿地帯」が蚊の繁殖場所となり、ここから発生した蚊が風に乗って、市内の人家へ侵入し、住民に吸血被害が及ぶため、永久的な蚊対策の処置として埋立整地をすべきと唱え、第一次衛生土木事業「昭和27年、28年度城山裏大湿地埋立整地工事」の計画を立案した。整地する対象となったのは、八景亭・楽々園より東側の中濠(A地区)とその西側の湿地帯(B地区)であった(第6図)。この両地区は、史蹟の彦根城郭に接しており、その境界となる石垣までが史蹟指定とされている。A地区は、史蹟指定に関係するのに対し、B地区は史蹟指定外かつ史蹟保護条例の適用外であった。

彦根市は、B地区が彦根城の史蹟指定外かつ史蹟保護条例の適用外であることを認識し、埋立整地を計画した。ただし、彦根城と隣接しているため史蹟を損ねさせない緑地へ改変し、近代観光地にする計画を市民へ公表した。彦根城裏大湿地帯の埋立整地の工事に関して、1952(昭和27年)7月18～20日付で5社の新聞社が記事に取り上げ、一部の住民からは反対の声があがった。

同年7月25日に彦根市は、前述したようにB地区の全面積は史蹟指定外のため、史蹟変更許可を文部省文化財保護委員会から得る必要がないと認識していたのにも関わらず、念のためB地区もA地区の申請時に、彦根市教育委員会事務局を通じて、史蹟変更許可願を文部省文化財保護委員会へ提出した。これに対し、滋賀県教育委員会は反対を論じ、さらに彦根市史談会の一部会員からは、名城保存の立場から濠の埋め立てに対して、文化財保護委員会へ反対意見書を提出した。彦根城裏大湿地帯の埋立整地問題は、“マラリア防疫か、史蹟保存か”という論議にまで発展し、新聞の投書においても賛否両論の意見が飛び交った。そのようななか、同年8月21日に滋賀県教育委員会は、彦根市から提出された計画案を慎重に検討し、賛成へ態度を変え、文化財保護委員会に史蹟変更許可申請の賛成の副申書提出を決めた。しかし、世論の賛否両論は続き、NHKの電波を用いて埋め立ての立案者である小林弘衛生課長が計画を説明するとともに、市議会議員や史談会の会員など賛成と反対意見者それぞれの考えが述べられた。このような状況を見て、彦根市条例によって1948（昭和23）年に設置された彦根市マラリア予防対策委員会は、市の計画に賛成の意見書を市長および文化財保護委員会へ提出したが、なお一層に反対の声が大きくなった。

一方、彦根市は、彦根マラリア研究所の顧問であり、マラリア研究の第一人者でもある大阪大学の森下薫教授に彦根城裏大湿地帯の埋立整地について意見を求めた。1952（昭和27）年10月15日、市長宛に意見書が提出され、マラリア防疫における対蚊対策に最も効果的かつ永続的な方法は埋立であることを森下は主張した。この意見書により、彦根市は計画実施の後押しを得たと考えられる。そして、同年11月8日夜に彦根市立図書館にて、史談会と小林衛生課長らのべ20名で緊急総会が開催された。そこでは、衛生課長から計画の大要を説明した後、参加者から史談会の反対運動の打ち切りが提案された。その結果、埋立の賛否の採決は中止され、衛生課長は文化財保護委員会の指示に従うことを公言し、彦根城裏大湿地帯の埋立整地の議論は打ち切られた。

### 3. 濠の埋め立てによる歴史的景観の改変

1952（昭和27）年12月22日に文化財保護委員会より彦根城裏、楽々園、八景亭裏の湿地埋立の許可の内々の通知があり、正式には翌年1月22日に公文書が届いた<sup>17)</sup>。委員会は、史蹟彦根城跡中濠（A地区）に関

しては検討中でこの時点では許可は出さなかった。一方、湿地帯（B地区）については、埋立計画を許可した。ただし、以下の点が許可条件とされた。

「B地区の埋立については昭和27年7月25日付計画通りであれば異存がないこと。

但し当該埋立地区に名勝玄宮楽々園の環境を害するような施設をすることを絶対避けること。」<sup>18)</sup>

なお、上記の計画とは、文化財保護法第80条の但し書の「維持の措置」に留意し、i) 堀の石組の現状変更は一切しない、ii) 繁茂した植物を除去し不潔な湿泥地に土盛りをして芝生、植樹など緑化して景観を整える、iii) 水路を整備して排水をよくし清らかな水域とする、以上の3点について進めると申請したことを指している<sup>19)</sup>。

そして、彦根市長と衛生課は関係各課や委員会と協議を重ね、1953（昭和28）年3月23日より計画は着手された。彦根城裏大湿地帯の埋立整地のほかは、住民と対立することなく、衛生土木事業が実施された結果、第7図のような濠の姿へ改変した。なお、濠の跡地は緑地化され、史蹟彦根城と一体化した観光地として整備し、濠を埋め立てた経緯について書かれた看板が今も設置されている。現在も旧外濠の一部は残存しているものの、内濠と中濠のみが彦根城の濠として市民に認識されている。

前章においてシナハマダラカの幼虫調査の結果を示したように、外濠や彦根城裏大湿地帯では、蚊の幼虫が大量発生していたわけではなく、むしろ中濠で多くの幼虫の発生が確認されている。また外濠については、幼虫調査の地点数が少なく、場所によっては幼虫の発生が確認されていないのにも関わらず、率先して埋め立てられた。この蚊の調査結果を基礎資料として計画および実行された濠の埋め立ては、有効な蚊対策の処置だったと語られているが<sup>20)</sup>、シナハマダラカの幼虫が多い場所と埋め立てた場所との対応性は低いため、果たして埋め立てた場所に妥当性があったのか定かではない。

彦根城の天守閣等は、築城した当時のまま現存する国内でも有数の史蹟であり、美しく維持されたまま残る街路、石垣、濠などの文化財は、他に比較しうるものが少なく、優れた歴史的景観である。彦根市は、この歴史的景観の保全を重要視して、荒廃した外濠や湿地帯を緑地へ改変した事業が大きな功績としてあげられているが<sup>21)</sup>、マラリア患者数の推移と幼虫の調査の結果および衛生土木事業の経緯を照らし合わせると、患者の治療や衛生教

育、薬剤散布による影響の方がマラリア流行の終息に大きく寄与したと思われる。

彦根市が執った衛生土木工事の策以外にも、近江八幡市の八幡堀のように市民による堀の保存運動の一環として行われる清掃を通じた蚊対策の処置法も、可能であったかもしれない<sup>22)</sup>。彦根市は、薬剤散布を継続する経済的な問題および荒廃した濠および湿地の保全の困難を理由に埋め立てを推進した。一方で、その背景には、彦根市ではマラリアが住民生活と共存関係にあり<sup>23)</sup>、病気として軽視されていたため<sup>24)</sup>、衛生土木事業と衛生教育との相乗効果によるマラリア根絶への住民意識を向上させる意図があったのではないだろうか。また、各地において堀割をはじめとする歴史的景観は、人を襲う蚊が発生する非衛生的な景観として考えられ、埋め立て計画が立案されている<sup>25)</sup>。彦根市マラリア対策の第2次5ヵ年計画要綱においては、濠の埋立整地事業にあたって「いかなる風光明媚な地であっても、ここに住む人々の健康を害し苦痛を加え生産に悪影響を及ぼす疾病があればその土地の大なる発展は期待し得ない」とする問題意識が表明されていた<sup>26)</sup>。これを鑑みると、「風光明媚な歴史的」景観だが、蚊の発生する非衛生的な景観と認識された濠を、「近代的で」衛生的な景観に改変する衛生土木事業は、彦根市においてはことさら、近代化に基づく発展を象徴する都市計画事業として動機づけられたように思われる。

#### IV. おわりに

本稿では、彦根市のマラリア防疫である衛生土木事業に着目して、彦根城の濠の埋め立てにまつわる行政と住民の取り組みを明らかにし、彦根城の濠を中心とした歴史的景観の改変に至った衛生土木事業の意義づけについて考察した。その内容は、以下のようにまとめることができる。

①彦根市は、マラリアの防疫における蚊対策に関して、薬剤散布のように一時的な効果ではなく、恒久的な効果が期待される措置として蚊の発生源となる外濠等を埋め立てる衛生土木工事を計画した。既往研究では、埋め立ての対象が「外濠」と強調されているが、実際には外濠のみならず彦根城裏の大湿地帯、中濠など複

数の水域が対象となった。特に、埋め立てに関して、景観保全との論争が生じたのは、彦根城裏の大湿地帯および中濠であったことがわかった。

②1952～53（昭和27～28）年度に計画された彦根城裏大湿地帯の埋立整地および中濠の埋め立てについて、一部の住民による反対の声が上がり、“マラリアの防疫か、史蹟の保存か”と議論が展開された。4ヵ月ほど賛否両論が世論で繰り返されたが、結果的に文化財保護委員会の意見をもとに、史蹟の保全を考慮した彦根城裏大湿地帯の埋め立て事業は実施された。

③外濠や彦根城裏大湿地帯などは埋め立てられた後、緑地化され史蹟彦根城と合わせた観光地や市民の集う公園へと変化した。一方で、率先して埋め立てられた外濠は、マラリア媒介蚊であるシナハマダラカの幼虫調査の地点数は少なく、幼虫の採集数も多いとも言い切れないため、蚊の発生源を埋め立てたという事実の妥当性が欠けているように思われた。彦根市による衛生土木工事の推進には、非衛生的な「古い街」を改変し、衛生的な「新しい街」を築きあげる象徴的な意味づけが伴っており、これが景観保全と衛生事業との価値対立として表面化した一面もあったものと推測される。

疾病という災害によって、歴史的景観がどのように改変されたのかを明らかにすることは、今後の歴史的景観の継承と人間の健康な生活の共存を考える、都市計画上の課題の1つになると考えられる。2010（平成22）年には京都市の二条城周辺の居住者が二条城の堀が蚊の発生源になっていると疑う問題が起きている<sup>27)</sup>。歴史的景観として守られてきた濠をめぐる環境の評価、さらにはその評価に基づいた景観の改変の可能性については、過去の問題ではなく、今後も注意深く考えていくことが必要であろう。これまで、彦根市の衛生土木事業はマラリア根絶を成功に導いた象徴的な取り組みとして、都市計画上の成功事例としてみなされてきた。その妥当性はともかくとしても、この事業は歴史的景観の保全と景観に潜むリスクの対立が問題となった都市計画の事例としても象徴的であり、今後の文化遺産防災の在り方を考える上でも、その成果と課題のさらなる検討が求められる。

【付記】本研究は、グローバルCOE『歴史都市を守る「文化遺産防災学」推進拠点』2010年度博士後期課程研究補助金による成果の一部である。

## 注

- 1) 徐 旺佑「近世城郭の文化財保護と保存・活用の変遷に関する考察—歴史的記念物の保存・活用の変遷に関する研究 その1—」、日本建築学会計画系論文集 74 - 643、2009、2133 ~ 2138 頁。
- 2) 二瓶直子・米島万有子・渡辺 護・津田良夫・澤邊京子・大橋 眞・中谷友樹・小林陸生「滋賀県における元マラリア浸淫地での媒介蚊調査」、衛生動物 60、2009、66 頁。
- 3) 小林 弘「彦根市に於けるマラリア防遏」、私家版、1960、213 頁。
- 4) 小林 弘「彦根市のマラリア封策」、彦根市市役所、1952、217 頁。
- 5) 田中誠二・杉田 聡・安藤敬子・丸井英二「風土病マラリアはいかに撲滅されたか—第二次世界大戦後の滋賀県彦根市—」、日本医史学雑誌 55-1、2009、15 ~ 30 頁。
- 6) 前掲 5)。
- 7) 前掲 3) 43 ~ 50 頁。
- 8) 前掲 4) 77、94 ~ 96 頁。
- 9) 脾腫とは、脾臓がマラリア原虫により炎症を起こし、腫れが生じている状態を指す。脾腫率は、脾腫検査によって陽性と診断された人数を脾腫検査を受けた児童総数で割った数値を百分比で示した値である。
- 10) 前掲 3) 33 ~ 38 頁。
- 11) 前掲 5)。
- 12) 国立感染症研究所感染症情報センター 病原微生物検出情報「〈国内情報〉マラリアの問題」<http://idsc.nih.go.jp/iasr/CD-ROM/records/03/03101.htm> (2011年1月8日閲覧)。
- 13) 前掲 3) 93 ~ 94 頁。
- 14) 前掲 4) 157 ~ 167 頁。
- 15) 前掲 3) 141 頁。
- 16) 前掲 3) 141 頁。
- 17) 前掲 3) 152 頁。
- 18) 前掲 3) 152 頁。
- 19) 前掲 3) 147 頁。
- 20) 前掲 5)。
- 21) 前掲 5)。
- 22) 近江八幡観光物産協会・八幡堀～八幡堀とその歴史について～：[http://www.omi8.com/annai/hachimanbori\\_info.htm](http://www.omi8.com/annai/hachimanbori_info.htm) (2011年1月8日閲覧)。
- 23) 田中誠二「戦後占領期の感染症とその対策」、保健の科学 51-7、2009、450 ~ 455 頁。
- 24) 前掲 3) 162 頁。
- 25) 長尾秀吉「環境問題調査学習の課題と展開」、九州大学大学院教育学研究紀要 4、2001、173-191 頁。
- 26) 前掲 3) 30 頁。
- 27) 京都新聞社 二条城が蚊の「大量発生源」? 住民指摘、京都市が生息調査：<http://www.kyoto-np.co.jp/article.php?mid=P20100503000012&genre=M2&area=K00> (2011年1月8日閲覧)。